

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月31日
(金曜日)

目次

- 規則 山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一
- 告示 森林法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課)……………三
- 告示 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………三
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
- 岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
- 周南南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
- 周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五
- 公告 林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)……………六
- 公共測量の実施の終了(監理課)……………六
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更
の届出(建築指導課)……………六
- 選管告示 政治団体の名称等……………六
- 政治団体の異動事項……………七
- 解散等に係る政治団体の名称等……………七
- 資金管理団体の名称等……………八
- 資金管理団体の異動事項……………八
- 個人演説会等を開催することができる施設……………八
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(六件)……………九
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の廃止……………一〇
- 公安委規則 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………一〇

○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………一一

○漁管委告示

漁業法第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定による指示……………一一

○議会訓令

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令……………一二

○雑報

公文書の開示の状況の公表……………一二

個人情報情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………一四



山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則(平成六年山口県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第七条関係)

分 礎 基	教育内容		科 目	単位数
	科学的思考の基盤	情報科学		
人間と生活・社会の理解	生命と倫理	心理学	心理学	一
	看護研究の基礎	心理学	心理学	一
	心 理 学	心理学	心理学	一
	社 会 学	心理学	心理学	一
	医 療 英 語	心理学	心理学	一
	文 学	心理学	心理学	一
社会生活論	心理学	心理学	一	

専								野 分 礎 基 門 専													野						
地域・在宅看護論		基礎看護学						小	健康支援と社会保障制度			疾病の成り立ちと回復の促進				人体の構造と機能						小	健康と運動	人間関係論			
地域・在宅看護概論	コミュニケーション論2	コミュニケーション論1	臨床看護総論	基礎看護技術4	基礎看護技術3	基礎看護技術2	基礎看護技術1		看護学概論	計	関係法規	社会福祉	公衆衛生学	保健医療論	薬理学	微生物学	臨床医学4	臨床医学3	臨床医学2	臨床医学1	病態生理学				病理学	生化学	生理学
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一	一

野													分										門									
臨地実習				小	看護の統合と実践				精神看護学			母性看護学			小児看護学			老年看護学			成人看護学				2	1						
成人・老年看護学実習	成人・老年看護学実習	在宅看護論実習	コミュニケーション実習		基礎看護学実習	看護の統合と実践4	看護の統合と実践3	看護の統合と実践2	看護の統合と実践1	精神看護援助論2	精神看護援助論1	精神看護学概論	母性看護援助論2	母性看護援助論1	母性看護学概論	小児看護援助論2	小児看護援助論1	小児看護学概論	老年看護援助論2	老年看護援助論1	老年看護学概論	成人看護援助論3	成人看護援助論2	成人看護援助論1			成人看護学概論	地域・在宅看護援助論	地域・在宅看護援助論			
二	二	一	一	二	三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					

合	小	小児看護学実習	二
		母性看護学実習	二
計	計	精神看護学実習	二
		統合実習	二
七二			

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の山口県立萩看護学校学則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条第二項中「第四条第一号」を「第四条第二号」に改め、同項第五号中「施工工程」の下に「(仮設の施設を設置する場合には、その工事の施工工程を含む。)」を加え、同項第七号中「設計根拠」の下に「(仮設の施設を設置する場合には、その設計根拠を含む。)」を加え、同項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 防災施設等の維持管理の方法(開発行為の完了後の維持管理の方法を含む。)
第三条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 流域現況図(流域の地形、土地利用の実態及び河川の状況を表示する図面)

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県告示第百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の二の一の一部、四五五の二五の一部、四五五の二六の一部及び四五五の四六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・二・二ジクロロエチレン、一・三・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・一・トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 下松新南陽線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字久米字鳥越一四一の一 地先から 同市同大字 字流田三〇七三の八 地先まで	最狭 七・一・六	最狭 一・二・六 三六・二	五七七・四	五七七・四	

山口県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国南都市計画下水道事業岩国市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十八年十二月二十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市玖珂町、周東町下久原、西長野、上久原及び用田

山口県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年二月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

光市島田一丁目、島田二丁目、島田三丁目、島田四丁目、島田五丁目、島田六丁目、島田七丁目、協和町、和田町、宮ノ下町、木園一丁目、浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、光井一丁目、光井二丁目、光井三丁目、光井四丁目、光井五丁目、光井六丁目、光井七丁目、光井八丁目、光井九丁目、上島田一丁目、上島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、上島田七丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、岩狩一丁目、岩狩二丁目、岩狩三丁目、三井一丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井五丁目、三井六丁目、三井七丁目、三井八丁目、室積一丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積四丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、室積東ノ庄、室積神田、室積市延、室積西ノ庄、室積沖田、室積中央町、室積正木、室積松原、室積大町、室積新開一丁目、室積新開二丁目、千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、花園一丁目、花園二丁目、宝町、丸山町、中村町、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、虹ヶ丘七丁目、光ヶ丘、大字浅江及び大字光井

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業周南市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

周南市城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、孝田町、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、五月町、横浜町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、若草町、青山町、東山町、松保町、清水町、辻町、舞

車町、慶万町、河東町、速玉町、江の宮町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、大内町、楠木一丁目、楠木二丁目、扇町、泉原町、上遠石町、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、岐南町、花島町、那智町、住崎町、鐘樓町、千代田町、築港町、晴海町、岡田町、住吉町、原宿町、今住町、入船町、徳山港町、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、権現町、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、西千代田町、清水一丁目、清水二丁目、道源町、三笹町、川手一丁目、川手二丁目、椎木町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、古川町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤町、坂根町、河内町、日地町、富田一丁目、富田二丁目、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、丸山町、温田一丁目、温田二丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川南町、皿山町、福川中市町、新地町、西榊町、新田一丁目、新田二丁目、上迫町、本陣町、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、室尾一丁目、室尾二丁目、開成町、中畷町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、長田町、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、昭通一丁目、昭通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糍町一丁目、糍町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、新町一丁目、新町二丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、有楽町、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、久米中央

一丁目、久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央四丁目、久米中央五丁目、富田新町一丁目、富田新町二丁目、浜田二丁目、大字久米、大字徳山、大字栗屋、大字櫛ヶ浜、大字大島、大字上村、大字下上、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字富田及び大字福川

山口県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
光市

二 都市計画事業の種類及び名称
周南東都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十六年十二月十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地
光市大字岩田、大字三輪及び大字東荷

一 施行者の名称
周南市

二 都市計画事業の種類及び名称
周南東都市計画下水道事業周南市流域関連公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十六年一月三十日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

周南市新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、熊毛中央町、呼坂本町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、大字小松原、大字清尾、大字樋口、大字安田、大字原、大字呼坂、大字中村及び

大字大河内



(五七) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一〇九 株式会社萩 長門市西深川一六八九 幼苗の育成及び幼苗 生産事業者の名称及び住所に同じ。

(五八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（車載写真レザ測量）

二 作業の地域

山陽小野田市

三 作業の期間

令和四年十二月二十日から令和五年三月十日まで

(五九) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に

より、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都中央区日本橋三丁目二番二号

変更後 東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号

三 変更年月日

令和五年四月一日



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
	氏名	公職の種類				
自由民主党 山口県第四選挙区支部	吉田 真次	衆議院議員	鮎川 建司	下関市東大和町 / 丁目8番 / 6号	政治資金規正法第79条の7号に該当する国会議員団	令和5、2、24

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
参政党山口第 2 支部	江藤 光隆	本竹 泰史	周南市花陽 2 丁目//番 14号	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(参党)の支部	令和 5、 2、 6

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出日 (年月日)
	氏名	公職の種類			公職の種類	公職の種類		
ぶちあし援会	岸 信千世	衆議院議員	吉永 隆史	岩国市 岩今丁目 10番17号	岸 信千世	衆議院議員	政治資金規正法第19条の第7号に係る関係かつ、国会政治関係の団体	令和 5、 2、 9

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
明日の美称を考える会	柴崎修一郎	森中香代子	美祿市大嶺町北分604 の2		令和 5、 2、 10
長尾忠明と平生町の新时代を考える会	長尾 忠明	長尾 鈴子	鹿毛郡平生町平生村 5720の10		” ” 24
原田洋平後援会	原田 洋平	原田 良秋	周南市本町 2 丁目//4		” ” 17

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
政治団体の名称	代表者の名	異動事項	新	旧	備考 (年月日)
社会民主党山口県下関支部	山下 隆夫	会計責任者	藤村 昭夫	八田 正徳	令和 4、 12、 20
自由民主党上関支部	古泉 直紀	代表者 会計責任者	古泉 直紀 柏田 真一	西 哲夫 古泉 直紀	令和 5、 2、 3
自由民主党山口県第二選挙区支部	岸 信千世	代表者	岸 信千世	岸 信夫	” ” 25
日本共産党山口県北南地区委員会	三藤美智子	”	三藤美智子	岸 信夫 時田 洋輔	令和 4、 10、 1
明日の美称と山口県を創る会	柴崎修一郎	名称	明日の美称と山口県を創る会	明日の美称を考える会	令和 5、 2、 12
岩村まこと後援会	中村 文健	代表者	中村 文健	花盛 勝正	” ” 1
江崎かよこ後援会	江崎加代子	会計責任者	江崎 健一	江崎 龍夫	” ” 20
岸信夫後援会	岸 信夫	国会議員関係の区分	国会議員関係以外 の政治団体	法第19条の7及び第2号に係る国会議員関係の政治団体 下関市東大和町大字北宇賀3556	” ” 7
真政会	吉田 真次	事務所 会計責任者	下関市東大和町丁目8番16号	吉田 真次	” ” 10
創信会	柏原 伸二	公職の候補者の氏名	岸 信千世	岸 信夫	” ” 7
中道政治連合新しい風	佐々木信夫	名称 事務所	中道政治連合新しい風 下関市武久町2丁目5番13号	維新政党・新風山口県本部 山口市阿東生雲東分1874	” ” 1
時田ようすけ後援会	早稲田 勝	会計責任者	早稲田 勝	小松 謙二	令和 4、 12、 ”
日本第一党山口県本部	野澤 純一	”	小川 深雪	平川 直樹	” ” ”

広中信夫後援会	上風呂 恵	代 表 者	上風呂 恵	今井 政司	令和4、 10
古谷幸男後援会	古谷 幸男	会計責任者	古谷 幸男	神足 孝志	令和5、 2、5

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県第四選挙区支部	安倍 昭恵	畑村 剛	下関市東大和町/丁目8番16号	令和5、 1、31
伊藤みのる後援会	伊藤 實	畠中都志枝	山陽小野田市大字山川1329の27	令和4、 12、31
井上たけし後援会	井上 剛	井上 葉子	防府市自由ヶ丘3丁目16番1号	〃 〃 〃
近藤則昭後援会	猪本 英雄	井内 光男	下松市大字山田440の1	〃 〃 〃
松浦俊生後援会	長嶺 宗順	松浦 英代	萩市大字大井1737の1	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない くならなかった年月日)
	資金管理団体の名称	

伊藤 實	伊藤みのる後援会	令和4、12、31
井上 剛	井上たけし後援会	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
前東 直樹	前東直樹後援会	公職の種類	山口県議会議員	下関市豊北町大字北字貫3556	令和5、 2、13
吉田 真次	真政会	事務所	下関市東大和町/丁目8番16号		〃 〃 10

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山口市徳地地域交流センター	山口市徳地堀一五六の一	令和四、一一、一四
山口市阿東地域交流センター篠生分館	阿東生雲東分七四の六	令和五、一、二三
光市立塩田コミュニティセンター	光市大字塩田一九二七の六	令和四、四、五
周南市福川南地区コミュニティセンター	周南市中畷町六番五号	令和五、二、三

削る。

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（令和二年山口県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治
 「周南市和田市民センター」
 大字埕一六六
 及び「周南市コアプラザかの」
 大字鹿野上三一八九の一
 を削る。

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第八十七号）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のよう
 に改正する。

第二条第二項の表中

<p>第七条の八の登録申請書又は登録更新申請書</p>	<p>当該法人の事務所の所在地を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通指導課長</p>
<p>府令第五条の四第一項の規定による遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）</p> <p>一 府令第九条の十九第二項の規定による特定自動運行許可証再交付申請書</p> <p>二 府令第九条の二十第一項の規定による特定自動運行許可申請書</p> <p>三 府令第九条の二十三第一項の規定による特定自動運行計画変更許可申請書</p> <p>四 府令第九条の二十五第一項の規定による特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書</p>	<p>当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通企画課長</p> <p>当該特定自動運行を行うとする場所を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通企画課長</p>
<p>第七条の八の登録申請書又は登録更新申請書</p>	<p>当該法人の事務所の所在地を管轄する警察署長又は山口県警察本部交通部交通指導課長</p>
<p>一 法第八十九条第一項の規定による運転免許申請書（小型特殊自動車及び原動機付自転車に係るものに限る。）及び質問票</p> <p>二 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書</p>	<p>山口県岩国警察署長、山口県萩警察署長、山口県下関警察署長又は山口県警察本部交通部運転免許課長</p>
<p>三の二 府令第十八条の六第二項の運転免許条件申請書</p> <p>三の三 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書</p> <p>三の二 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書</p> <p>三の二 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書</p> <p>「三の二 府令第二十九条の二の二第一項の經由申請書」を、「高年齢者講習申出書」の下に、「同条第三号の停止処分者講習申出書」を、「高年齢者講習申出書」</p>	<p>を</p> <p>に改め、「取消処分者講習申出書」</p>

の下に「同条第八号の違反者講習申出書」を加え、

第二十三号第三号の停止処分者講習申出書又は同条第八号の違反者講習申出書

山口県警察本部交通部運輸管理課長

を

削り、同条第三項の表中

- 一 法第八十九条第一項の規定による運転免許申請書（小型特殊自動車及び原動機付自転車に係るものに限る。）及び質問票
- 二 法第一百一条第一項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票
- 三 法第一百一条の二第一項の規定による特例更新申請書及び質問票
- 四 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書
- 五 府令第十八条の五の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）
- 六 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更届
- 六の二 府令第二十一条第二項の規定による運転免許証再交付申請書

を

- 一 法第一百一条第一項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票
- 二 法第一百一条の二第一項の規定による特例更新申請書及び質問票
- 三 府令第十八条の五の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）
- 四 府令第十八条の六第二項の運転免許条件申請書
- 五 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更届
- 六 府令第二十一条第二項の規定による運転免許証再交付申請書

に改め、同条第五項中

「第十七条第二項第九号」を「第十七条第二項第十号」に改め、同条第六項中「(運転免許申請書及び国外運転免許証交付申請書を除く。)」を削る。別表十の項岡田原築港線に関する部分の前に次のように加える。

慶万浦山線

周南市新宿通六丁目一六六地先から同町一四五の一地先まで

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部徳山駅前交番の項所管区の欄中「。」の下に「、大字津島」を加え、同部大津島警察官駐在所の項を削り、同表山口県長門警察署の部油谷交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「日置上（黄波戸警察官駐在所の所管区を除く。）、日置中（黄波戸警察官駐在所の所管区を除く。）、日置下（黄波戸警察官駐在所の所管区を除く。）、日置蔵小田、」を加え、同部古市警察官駐在所の項を削り、同表山口県長府警察署の部豊田幹部交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「豊田町大字本路子、豊田町大字殿居、豊田町大字佐野、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、」を加え、同部百合野警察官連絡所の項及び殿居警察官駐在所の項を削る。



山口県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第二百一十一條第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年三月三十一日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井 治 己

一 指示の内容

コイヘルバスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まごい及びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川(厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十二) 掛淵川水系に係る河川(畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(十三) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山口県議会訓令第一号

山口県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

局 中 一 般

令和五年三月三十一日

山口県議会議長 柳居 俊 学

山口県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議事事務局処務規程(昭和四十四年山口県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 調整監

第五条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号及び第三号」を「同項第三号及び第四号」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 調整監は、上司の命を受けて調整に関する事務を処理する。

第八条第三項第九号を次のように改める。

九 山口県議会個人情報保護条例(令和五年山口県条例第二十号)の施行に関すること。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、令和三年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	理 状				その他
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	

6,950 (100)	4,437 (32)	1,952 (68)	122	66	373
----------------	---------------	---------------	-----	----	-----

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			その他	
		開 示	部分開示	非開示		
総務部	375	39	265	27	8	36
総合企画部	23	7	13	0	0	3
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	225 (3)	177 (1)	14 (2)	1	3	30
健康福祉部	507	164	187	88	38	30
商工労働部	26	23	1	1	0	1
観光スポーツ文化部	13	1	12	0	0	0
農林水産部	800 (1)	686 (1)	73	1	3	37
土木建築部	3,890 (50)	2,809 (29)	929 (27)	1	12	139
会計管理局	255	163	92	0	0	0
計	6,114 (54)	4,069 (31)	1,586 (23)	119	64	276
議会	77	39	34	0	0	4
教育委員会	126 (1)	93 (1)	19	0	1	13
選挙管理委員会	96	17	74	0	1	4
人事委員会	2	0	0	1	0	1
監査委員会	6	0	6	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	358 (45)	89	193 (45)	2	0	74
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0

公営企業管理者	171	130	40	0	0	1
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0
合 計	6,950 (100)	4,437 (32)	1,952 (68)	122	66	373

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令等情報 (第1号)	2	25	27
個人情報情報 (第2号)	632 (47)	9	641 (47)
法人等情報 (第3号)	1,577 (22)	1	1,578 (22)
犯罪捜査等情報 (第4号)	49	88	137
意思形成過程情報 (第5号)	10	0	10
行政運営情報 (第6号)	93	91	184
協力・信頼関係情報 (第7号)	52	1	53
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	13	0	13
合 計	2,428 (69)	215	2,643 (69)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 「部分開示」欄、「非開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
7 (19)	0 (0)	0 (1)	0 (9)	0 (0)	0 (0)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、令和三年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和五年三月三十一日

山口県知事 本 區 區 長

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
開示の請求 489 (5)	223 (5)	217	4	3	42
開示の申出 16,075	16,075	0	0	0	0
合 計 16,564 (5)	16,298 (5)	217	4	3	42

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	19	9	4	3	0	3
総合企画部	11	7	0	0	0	4
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	13	12	0	0	0	1
健康福祉部	86 (1)	76	7 (1)	0	1	2
商工労働部	43	39	3	0	0	1
観光スポーツ文化部	7	4	0	0	0	3
農林水産部	1	1	0	0	0	0
土木建築部	7	3	3	0	0	1

会計管理 局	計					合計
	0	0	0	0	0	
議 会	187 (1)	151	17 (1)	3	1	15
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	80 (1)	70 (1)	8	0	2	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	147	147	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	15,639	15,639	0	0	0	0
勞 働 委 員 会	325	120	186	0	0	19
収 用 委 員 会	2	1	1	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	184 (2)	170 (2)	5	1	0	8
合 計	16,564 (5)	16,298 (4)	217 (1)	4	3	42

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	4	0	4
未 成 年 者 情 報 (第2号)	4	0	4
第 三 者 情 報 (第3号)	158	0	158
法 人 等 情 報 (第4号)	8	0	8
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第5号)	31	0	31
意 思 形 成 過 程 情 報 (第6号)	0	1	1
評 価 ・ 選 考 等 情 報 (第7号)	6	0	6
行 政 運 営 情 報 (第8号)	42	4	46

協力・信頼関係情報 (第9号)	6	0	6
合議制機関等情報 (第10号)	0	0	0
合計	259	5	264

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。
- 2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況
個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		
	訂 正	非 訂 正	未 処 理
/	0	/	0
			そ の 他
			0

- 3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況
個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況		
	利用停止	非利用停止	未 処 理
0	0	0	0
			そ の 他
			0

- 4 不服申立ての件数及び処理状況
不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決					取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 却	下	
8 (8)	0	0	0 (2)	0	0	8 (6)

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

令和五年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁